

みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」実施要領

公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）は、みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業実施要綱第4条に基づき、県内中小企業が生み出した製品又は技術の市場ニーズに適合した製品化を支援し、販路開拓又は販路拡大を図るためのマーケティング調査等を外部専門家に委託して実施するみやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」（以下「本事業」という。）の企画提案募集に関する必要な事項について、本要領で規定するものとする。

第1条 事業名

みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」

第2条 定義

この要領において「中小企業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

(2) この要領において「マーケティング専門家」とは、国内に事業所を有し、コンサルティング活動や販路開拓、経営戦略支援等を実施していること、かつ、相応の実績を有する者をいう。

(3) この要領において「製品等」とは、県内で生産・製造された製品や商品をいう。

第3条 本事業の目的

中小企業者が新たに試作・開発又は販売拡大を図ろうとしている製品等について、マーケティング専門家が主体となり「売れる製品」とするための必要な情報収集・発信や製品特性の訴求、環境分析や戦略策定等をはじめとするマーケティング活動を行うとともに、その活動から得られる市場・顧客ニーズ等を活用した販売戦略の実践や取引機会の提供等（個別マッチング等）の販路開拓活動までを行い、もって製品等の効果的な販路開拓又は販路拡大を図ることを目的とする。

第4条 支援対象

中小企業者で、かつ、県内で製品を生産・製造している者とする。

(2) 対象製品は、前項に規定する者の製品等のうち、機構理事長が認める以下のものを対象とし、次条で規定する活動により国内展開を図るもの（以下「市場投入型」という。）、又は海外展開を図るもの（以下「海外展開型」という。）とする。ただし、過年度において本事業を活用した製品等は、原則として対象外とする。

①市場投入前のもので、販売拡大や量産化を目指すもの

②市場投入済のもので、本事業により販売拡大が見込まれるもの

第5条 委託業務の内容

マーケティング専門家は製品等について以下の①～③のマーケティング活動を実

施することとする。ただし、通常の営業活動・販売促進活動は除くものとする。

- ① 顧客（市場）を調査、分析し、顧客（市場）ニーズ等についての的確に把握するための活動
 - ② ①に基づき製品等が顧客（市場）ニーズに適合するかの検討・評価及び検証
 - ③ ①及び②を踏まえた販路計画の策定
- (2) マーケティング専門家は前項各号のマーケティング活動に基づく、販路開拓活動（取引機会の提供等）を実施することとする。
- (3) マーケティング専門家は第1項及び第2項の活動を行うにあたっては、中小企業者と連携を密にし、マーケティング手法等を中小企業者が活用できるよう助言・指導することとする。

第6条 委託期間

委託期間は業務委託契約締結日からその年度の属する1月末までの必要な期間とする。

第7条 委託料の額

委託料の額は、「市場投入型」は150万円、「海外展開型」は250万円を限度とする（消費税及び地方消費税を含む）。

第8条 企画提案書の提出

中小企業者及びマーケティング専門家（以下「提案者」という。）は、「企画提案書（様式1）」に以下に掲げる資料を添えて連名で提出するものとする。

書 類 名	中小企業者	マーケティング 専門家
企画提案書（様式1）	要（連名）	
暴力団排除に関する誓約書（様式2）	要（連名）	
直近2期分の決算書 （個人の場合は青色申告書の写し）	要	要
法人の場合は定款及び登記簿謄本、 個人の場合は住民票抄本	要	要
納税証明書（全ての県税）	要	要
会社案内（パンフレット等）	要	要
製品等の案内（カタログ等）	要	不要
過去の実績がわかる資料	不要	要
企画提案の活動に係る参考見積書	不要	要
その他、機構理事長が必要と認めたもの	要	要

- (2) 次のいずれかに該当する者は、企画提案できないものとする。

- ①暴力団排除条例（平成 22 年度宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ②県税に未納がある者

第 9 条 企画提案の選定

機構は、「企画提案書」の内容について、資格審査等を行った後、選定委員会を開催する。ただし、応募が多数の場合は、事前に書面審査を実施することもある。

- (2) 選定委員会では、提案者によるプレゼンテーションを行い、提案理由や活動内容等を審査のうえ、機構理事長に答申を行うものとする。
- (3) 選定委員会は、以下の項目に基づき選定を行うものとする。
 - ①適格性：マーケティング専門家としての要件を満たし、かつ、的確な活動や連携（体制）が可能か。
 - ②妥当性：本事業の目的に沿った提案内容であり、かつ、係る経費積算が適正であり、費用対効果に優れているか。
 - ③実現性：提案内容の実施方法やスケジュールが具体的かつ計画的であり、さらに実行性のある提案内容か。
 - ④市場性：製品等の価格、品質、ターゲット、販路等を総合的に判断し、需要が見込める内容か。
 - ⑤企業成長性：中小企業者の取組意欲・実施体制等を踏まえ、本事業活用による企業力向上や持続的発展が期待できるか。

第 10 条 支援企業及びマーケティング専門家の選定

機構理事長は、前条の答申を参考として、支援企業を選定するとともに、機構諸規程に基づいて適当と認めるマーケティング専門家を選定することとする。

- (2) 選定結果については、後日、提案者全てに文書にて通知する。なお、選定結果に関する質問には応じないものとする。

第 11 条 契約の締結

機構理事長は、前条にて選定したマーケティング専門家と所定の手続きをもって業務委託契約を締結するものとする。

第 12 条 業務の実施

マーケティング専門家は、提出した「企画提案書」及び締結した委託契約書に基づき期待した成果が得られるよう誠実に業務を実施するとともに、中小企業者をマーケティング活動等に積極的に参加させるように努めるものとする。

第 13 条 業務遂行状況報告

マーケティング専門家は、業務遂行状況について、契約締結日の 3 か月経過した日から 20 日以内に「業務遂行状況報告書（様式 3）」を機構理事長に提出することとする。

- (2) 前項に規定するもののほか、機構理事長より業務遂行状況の確認を要請された場合は、速やかに報告することとする。

第 14 条 業務完了報告

マーケティング専門家は、業務完了後 20 日以内に「業務完了報告書（様式 4）」を機構理事長に提出することとする。なお、提出がない場合、業務委託契約を解除することがある。

第 15 条 委託料の概算払い

マーケティング専門家は、契約締結日から 30 日経過した日以降より委託料の額の 1/2 を限度に、「委託料（概算払）請求書（様式 5）」により概算払いの請求を 1 回に限りできるものとする。

第 16 条 業務完了報告書の検収

機構理事長は、「業務完了報告書」の提出を受けた場合、内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、業務履行の合否をマーケティング専門家に対し通知するものとする。

- (2) 機構理事長は、検収の結果、第 5 条 2 項に規定する販路開拓活動を実施していないと判断する場合、業務委託契約の委託料の 9 割とすることがあるものとする。

第 17 条 委託料の支払い

マーケティング専門家は、機構理事長より前条に規定する合格の通知を受けた場合、「委託料請求書（様式 6）」により委託料の請求をするものとする。ただし、第 15 条で規定する概算払いを受けた場合、請求額はその差額とする。

第 18 条 その他

マーケティング専門家は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、機構理事長が業務を効果的に行ううえで必要と認める場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

- (2) この要領に規定のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、機構理事長及びマーケティング専門家の協議により業務を進めるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- (2) みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業実施要領（平成 27 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」
企画提案書

平成 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

(中小企業者) 住 所

名 称

代表者名

㊟

(マーケティング専門家) 住 所

名 称

代表者名

㊟

みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」

[1. 市場投入型 2. 海外展開型] (いずれかに○印)

について、下記のとおり関係書類を添えて提案します。

記

1 提案金額

(提案に要する活動経費) 金 _____ 円

2 必要書類

書 類 名	中小企業者	マーケティング 専門家
企画提案書 (本様式: 様式 1)	要 (連名)	
暴力団排除に関する誓約書 (様式 2)	要 (連名)	
直近 2 期分の決算書 (個人の場合は青色申告書の写し)	要	要
法人の場合は定款及び登記簿謄本、 個人の場合は住民票抄本	要	要
納税証明書 (全ての県税)	要	要
会社案内 (パンフレット等)	要	要
製品等の案内 (カタログ等)	要	不要
過去の実績がわかる資料	不要	要
企画提案の活動に係る参考見積書	不要	要
その他、機構理事長が必要と認めたもの	要	要

3 中小企業者の概要

事業所名		業種	
所在地			
事業内容			
従業員数	名	資本金	千円
法人設立日 及び沿革	大正・昭和・平成 年 月 日 【沿革】		
連絡者 及び連絡先	役職： 氏名： 電話： FAX： E-mail：		

4 マーケティング専門家の概要

事業所名		業種	
所在地			
事業内容			
従業員数	名	資本金	千円
法人設立日 及び沿革	大正・昭和・平成 年 月 日 【沿革】		
連絡者 及び連絡先	役職： 氏名： 電話： FAX： E-mail：		

(3) 経費積算明細表

(単位：円)

	区 分	金 額	積 算	備 考
マーケティング活動経費				
販路開拓活動経費				
	合 計			

(4)-1 売上・利益等計画

(単位：千円)

項 目	実 績		計 画		
	1年前 (年 月期)	直近期 (年 月期)	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)
① 売 上 高					
② 売 上 原 価					
③ 売 上 総 利 益 (① - ②)					
④ 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					
⑤ 営 業 利 益 (③ - ④)					
従 業 員 数					

(4)-2 売上・利益等計画の算出根拠及び具体的な取り組み内容

1年後 (年 月期)	
2年後 (年 月期)	
3年後 (年 月期)	

6 中小企業者が過年度において本事業を活用した実績説明

マーケティング専門家	
対 象 製 品 等	
委 託 型	市場投入型 ・ 海外展開型 (いずれかに○印)
実 施 年 度	
委 託 料	千円
委 託 業 務 の 内 容	
提 案 内 容 と の 相 違 点	

(様式2)

暴力団排除に関する誓約書

私〔中小企業者〕及び〔マーケティング専門家〕は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 提案者として不適当な者

- (1) 暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 提案者(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 提案者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて事業を担当する機構職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

(中小企業者) 住 所
名 称
代表者名

Ⓜ

(マーケティング専門家) 住 所
名 称
代表者名

Ⓜ

(様式 3)

みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」
業務遂行状況報告書

平成 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

(マーケティング専門家) 住 所

名 称

代表者名

印

平成 年 月 日付けで委託契約しましたみやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」の委託業務につきまして、平成 年 月 日現在の業務遂行状況を下記のとおり、報告します。

記

支援企業名

1 業務の遂行状況と予定

	業務区分	実施内容（進捗状況等）及び予定
マーケティング活動 (要領第5条第1項関連)	【①に係る活動】	
	【②に係る活動】	
	【③に係る活動】	
販路開拓活動 (要領第5条第2項関連)		

2 業務活動明細

日付	時間	活動時間	業務項目	実施内容
(例)				
7月1日	13:00~18:00	5	現地市場調査(①に係る)	〇〇、△△訪問
計				

3 所感（中小企業者記入）

活動による 成 果	【マーケティング活動】
	【販路開拓活動】
今後の課題 や取組み等	

(中小企業者) 住 所
名 称
代表者名

④

(様式 4)

みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」
業務完了報告書

平成 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

(マーケティング専門家) 住 所

名 称

代表者名

印

平成 年 月 日付け委託契約しましたみやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」の委託業務につきまして、業務が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

支援企業名

1 業務の実績

	業務区分	活動内容
マーケティング活動 (要領第5条第1項関連)	【①に係る活動】	
	【②に係る活動】	
	【③に係る活動】	
販路開拓活動 (要領第5条第2項関連)		

2 業務活動明細

日付	時間	活動時間	業務項目	実施内容
(例)				
7月1日	13:00~18:00	5	現地市場調査(①に係る)	〇〇、△△訪問
	計			

3 費用明細一覧

(単位：円)

区 分	金 額	用 途	積 算	備 考
合 計				

4 所感（中小企業者記入）

活動による 成 果	【マーケティング活動】
	【販路開拓活動】
今後の課題 や取組み等	

(中小企業者) 住 所
名 称
代表者名

㊞

(様式 5)

みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」
委託料（概算払）請求書

平成 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

(マーケティング専門家) 住 所
名 称
代表者名

㊞

平成 年 月 日付けで委託契約しましたみやぎの中小企業マーケティング活動
支援事業「マーケティング型」に係る委託料について、下記のとおり請求します。

記

支援企業名 _____

委 託 契 約 額	金 円
今 回 請 求 額	金 円
振 込 金 融 機 関 名	
口 座 番 号 口座名義（フリガナ）	普通・当座

連絡担当者職氏名 _____
電 話 番 号 _____

(様式 6)

みやぎの中小企業マーケティング支援事業「マーケティング型」
委託料請求書

平成 年 月 日

公益財団法人みやぎ産業振興機構 理事長 殿

(マーケティング専門家) 住 所
名 称
代表者名

印

平成 年 月 日付けで委託契約しましたみやぎの中小企業マーケティング支援事業「マーケティング型」に係る委託料について、下記のとおり請求します。

記

支援企業名

委 託 契 約 額	金 円
委 託 確 定 額 (A)	金 円
受 領 済 額 (B)	金 円
今 回 請 求 額 (A) - (B)	金 円
振 込 金 融 機 関 名	
口 座 番 号 口 座 名 義 (フ リ ガ ナ)	普通・当座

連絡担当者職氏名

電 話 番 号